

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章の六（略）</p> <p>第三章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の七）</p> <p>第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例（第六十三条の八―第六十三条の十五）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第三章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（親会社等状況報告書の提出）</p> <p>第二十四条の七 第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（同項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。第四項、次条第五項、第二十七条の三十の十及び第二十七条の三十の十一第一項において「提出子会社」という。）の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有する</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章の六（略）</p> <p>第三章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の七）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第三章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（親会社等状況報告書の提出）</p> <p>第二十四条の七 第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（同項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。第四項、次条第五項及び第二十七条の三十の十において「提出子会社」という。）の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの（第</p>

ものとして政令で定めるもの（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項各号において同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社その他内閣府令で定めるものを含む。）を除く。以下この条、次条第二項、第四項及び第五項並びに第二十七条の三十の十一第一項において「親会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度（当該親会社等が特定有価証券の発行者である場合には、内閣府令で定める期間。以下この項及び次項において同じ。）ごとに、当該親会社等の株式を所有する者に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「親会社等状況報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該親会社等が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第五

第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項各号において同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社その他内閣府令で定めるものを含む。）を除く。以下この条並びに次条第二項、第四項及び第五項において「親会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度（当該親会社等が特定有価証券の発行者である場合には、内閣府令で定める期間。以下この項及び次項において同じ。）ごとに、当該親会社等の株式を所有する者に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「親会社等状況報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該親会社等が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四

項を除く。)において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならぬ。ただし、適用除外買付け等(新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。))から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等をいう。第四号において同じ。)は、この限りでない。

一〇六 (略)

2〇8 (略)

(公開買付対象者による意見表明報告書等及び公開買付者による対質問回答報告書等の提出)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者(以下この節及び

項を除く。)において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならぬ。ただし、適用除外買付け等(新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。))から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等をいう。第四号において同じ。)は、この限りでない。

一〇六 (略)

2〇8 (略)

(公開買付対象者による意見表明報告書等及び公開買付者による対質問回答報告書等の提出)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者(以下この節及び

第二十七条の三十の十一第四項において「対象者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付開始公告が行われた日から政令で定める期間内に、当該公開買付けに関する意見その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2／14 (略)

(大量保有報告書の提出)

第二十七条の二十三 株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「株券関連有価証券」という。）で金融商品取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。）の発行者である法人が発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章及び第二十七条の三十の十一第五項において同じ。）である対象有価証券（当該対象有価証券に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示する第二條第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第二十七条の三十の十一第五項において「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、内閣府令

第二十七条の三十の十一第三項において「対象者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付開始公告が行われた日から政令で定める期間内に、当該公開買付けに関する意見その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2／14 (略)

(大量保有報告書の提出)

第二十七条の二十三 株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「株券関連有価証券」という。）で金融商品取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。）の発行者である法人が発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において同じ。）である対象有価証券（当該対象有価証券に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示する第二條第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、内閣府令

で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に
関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した
報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となつた
日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない
。第二十七条の二十五第一項及び第二十七条の二十六において同じ
。）以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第
四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府
令で定める場合については、この限りでない。

2 6 (略)

（電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提
供等）

第二十七条の三十の九 第十五条第二項から第四項まで（同条第六項
（第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含
む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三
条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び
第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により目論見書
を交付しなければならない者又は第二十三条の十二第七項（第二十
七条において準用する場合を含む。）に規定する書類を交付する者
は、内閣府令で定める場合には、当該目論見書又は当該書類の交付
に代えて、当該目論見書又は当該書類に記載された事項を電子情報
処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で
あつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場

で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に
関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した
報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となつた
日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない
。第二十七条の二十五第一項及び第二十七条の二十六において同じ
。）以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第
四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府
令で定める場合については、この限りでない。

2 6 (略)

（電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提
供等）

第二十七条の三十の九 第十五条第二項から第四項まで（同条第六項
（第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含
む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三
条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び
第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により目論見書
を交付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該
目論見書の交付に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情
報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提
供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は
、当該目論見書を交付したものとみなす。

合において、これらの事項を提供した者は、当該目論見書又は当該書類を交付したものとみなす。

2
(略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による親会社等状況報告書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の十一 親会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により当該親会社等の提出子会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る親会社等状況報告書(その訂正報告書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

2 | 公開買付者(第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項及び第四項において同じ。)は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。))、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。又は第二十七条の十第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により当該公開買付け(第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び第四項において同

2
(略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による公開買付届出書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の十一 (新設)

公開買付者(第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項及び第三項において同じ。)は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。))、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。又は第二十七条の十第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により当該公開買付け(第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び第三項において同

じ。）に係る株券等の発行者（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。以下この項及び第四項において同じ。）を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る公開買付届出書、公開買付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）、公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいい、その訂正報告書を含む。）及び対質問回答報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

3 | 公開買付者（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項において同じ。）は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十二の二第二項又は第三項において準用する第二十七条の三第四項の規定により当該公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。）に係る公開買付届出書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。）を提出した日に

じ。）に係る株券等の発行者（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る公開買付届出書、公開買付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）、公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいい、その訂正報告書を含む。）及び対質問回答報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

2 | 公開買付者（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項において同じ。）は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十二の二第二項又は第三項において準用する第二十七条の三第四項の規定により当該公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。）に係る公開買付届出書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。）を提出した日に

いて、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）の提出をしている者がある場合において送付するものとされている書類の写しに代えて、当該公開買付に係る公開買付届出書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

4 | 公開買付に係る対象者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付に係る公開買付者（当該公開買付に係る意見表明報告書（その訂正報告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該公開買付に係る発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該公開買付に係る対象者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

5 | 株券等の保有者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二

いて、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）の提出をしている者がある場合において送付するものとされている書類の写しに代えて、当該公開買付に係る公開買付届出書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

3 | 公開買付に係る対象者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付に係る公開買付者（当該公開買付に係る意見表明報告書（その訂正報告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該公開買付に係る発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付に係る対象者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

4 | 株券等の保有者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二

十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該株券等の発行者に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該株券等の保有者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

（登録の拒否）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項

十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該株券等の発行者に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該株券等の保有者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

（登録の拒否）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項

の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) (5) (略)

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出した場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) (5) (略)

(新設)

(新設)

該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の第二項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(8) (10) (略)

(11) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。 (11)及び次号へ(11)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介

(6) (8) (略)

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。 (9)及び次号へ(9)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介

業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ〜ヘ（略）

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ〜ハ（略）

二 金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投

業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ〜ヘ（略）

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ〜ハ（略）

二 金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投

資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三
条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第
二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格
機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海
外投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第
三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたこ
とがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をし
た者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の
十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜら
れたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十
六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され
たことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の
四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消
されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が
第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登
録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業
者であつた法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条
第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同
法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限
る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金
融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に
より当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又
は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ

資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三
条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第
二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格
機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金
融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定
により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用
格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定によ
り第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合若
しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一
項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことが
ある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サ
ービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号
及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価
証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたこ
とがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関す
る法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同
種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その
他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が
当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合
若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つてい
た法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において
、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員
であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

。をを受けていた法人が当該種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であつた個人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定に

より第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国におい

介業者であつた個人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ 次のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の

て同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ 次のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(新設)

規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた法人とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規

(新設)

定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る第六十三條の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人とし、当該通知があつた日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(8) (11) (略)

トシリ (略)

三六七 (略)

二五六 (略)

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)

第三十五條 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

一六十六 (略)

十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備

その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営

(6) (9) (略)

トシリ (略)

三六七 (略)

二五六 (略)

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)

第三十五條 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

一六十六 (略)

(新設)

資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

2～7 (略)

(書面等による解除)

第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 書面 当該書面を発した時

二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

3～5 (略)

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(海外投資家等特例業務)

第六十三条の八 この節において「海外投資家等特例業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

2～7 (略)

(書面による解除)

第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3～5 (略)

(新設)

(新設)

一 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が海外投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号及び次条第九項において同じ。）の運用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為（その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。）から出資又は拠出を受けた金銭であるもの限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

イ その発行する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二 その行う前号に掲げる行為に関して海外投資家等で同号イからハまでのいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二

項第五号又は第六号に掲げる権利に係る募集又は私募（海外投資家等（前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

2 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの

二 適格機関投資家（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。）

三 前二号に掲げる者のほか、前項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者

（海外投資家等特例業務の届出等）

第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

（新設）

- 三 法人であるときは、役員の名又は名称
 - 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 五 業務の種別（前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
 - 六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
 - 七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 八 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - 九 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法人である場合においては、第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - 二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
 - 三 その他内閣府令で定める書類
 - 3 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
 - 4 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者（第一項の規定に

よる届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなればならない。

5 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ハ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

- イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者
- ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者
- ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者
- ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。）であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。）のうちに同条第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当する者のある者
- ヘ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者
- 三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者
- ロ 外国に住所を有する者
- 7 海外投資家等特例業務届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- 8 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十五条の三、第三十六条第一項、

第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二項第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなったとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなったときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

10 海外投資家等特例業務届出者は、前項に規定するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。

（海外投資家等特例業務届出者の地位の承継等）

第六十三条の十 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は海外投資家等特例業務届

（新設）

出者について合併、分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、当該者が金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する金融機関である場合を除き、その海外投資家等特例業務届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 海外投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。

二 海外投資家等特例業務を廃止したとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 海外投資家等特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合）

第六十三條の十一 金融商品取引業者（第六十三條の八第一項各号の

（新設）

行為を業として行うことについて第二十九條の登録を受けている者を除く。）は、同條の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、海外投資家等特例業務を行う旨、第六十三條の九第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次項において準用する前条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

2 | 第六十三條の九第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項

まで、前条第三項並びに次条から第六十三條の十四までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者について準用する。

この場合において、第六十三條の九第四項中「第一項の」とあるのは「第六十三條の十一第一項の」と、同条第五項中「第一項又は第七項」とあるのは「第六十三條の十一第一項又は同条第二項において準用する第七項」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 | 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合において

は、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第六十三條の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務 第二節

第一款（第三十五條の三、第三十六條第一項、第三十六條の三、第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條（第

一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）及び第四十条を除く。）及び第三款（第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。）の規定

二 第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為を行う業務 第二節 第一款（第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二を除く。）の規定

（業務に関する帳簿書類等）

第六十三条の十二 海外投資家等特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内（当該海外投資家等特例業務届出者が外国法人である場合にあつては、政令で定める期間内）に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるも

（新設）

の記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(海外投資家等特例業務届出者に対する監督上の処分等)

第六十三条の十三 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 海外投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

二 海外投資家等特例業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

三 海外投資家等特例業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

3 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が前項各号のい

(新設)

れかに該当する場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を海外投資家等特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により海外投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、海外投資家等特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該海外投資家等特例業務届出者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委

(新設)

託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの者の業務の状況に質問（当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に限り必要なものに限る。）をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に限り必要なものに限る。）をさせることができる。

（政令への委任）

第六十三条の十五 この節に定めるもののほか、海外投資家等特例業務に係る届出の手續その他この節の規定の適用に限り必要な事項は、政令で定める。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替等）

第六十五条の二 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に限り必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十五条の四 第三十四条の五、第六十三条の七及び第六十三条の

（新設）

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替等）

第六十五条の二 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に限り必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十五条の四 第三十四条の五及び第六十三条の七に定めるものの

十五に定めるもののほか、第二十九条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(設立要件)

第七十九条の二十九 (略)

259 (略)

10| 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。第七十九条の四十四の四第三項において同じ。）により議決をすることができる。

11| 第八項及び第九項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

12| (略)

(会員の議決権)

第七十九条の四十四の四 (略)

2 (略)

3| 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

4| 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

ほか、第二十九条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(設立要件)

第七十九条の二十九 (略)

259 (略)

(新設)

10| 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

11| (略)

(会員の議決権)

第七十九条の四十四の四 (略)

2 (略)

(新設)

3| 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

<p>(定款)</p> <p>第八十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会社法第二十六条第二項及び第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同法第二十六条第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定款)</p> <p>第八十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。</p>
<p>(加入予定者の議決権)</p> <p>第八十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決をすることができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>第八十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>
<p>(会員の議決権)</p> <p>第八十八条の十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。</p>	<p>(会員の議決権)</p> <p>第八十八条の十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

4 | 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(定款)

第二百二条の四 (略)

2 (略)

3 | 会社法第二十六条第二項及び第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同法第二十六条第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(定義)

第二百五十六条の三十八 (略)

2 (略)

3 | この章において「特定第二種金融商品取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第二項各号に掲げる行為に係る業務（第六十三条第一項第一号又は第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に係る業務を除く。）及びこれに付随する業務をいう。

4 (略)

5 | この章において「特定投資運用業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第四項各号に掲げる行為に係る業務（第六十三条第一項第二号又は第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る業務を除く。）及び第三十五条第一項の規定により行う業務並びに当

3 | 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(定款)

第二百二条の四 (略)

2 (略)

3 | 会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

(定義)

第二百五十六条の三十八 (略)

2 (略)

3 | この章において「特定第二種金融商品取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第二項各号に掲げる行為に係る業務（第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を除く。）及びこれに付随する業務をいう。

4 (略)

5 | この章において「特定投資運用業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第四項各号に掲げる行為に係る業務（第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を除く。）及び第三十五条第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融

該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二条第十
一項第四号に掲げる行為に係る業務をいう。

6
6
13
(略)

(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の
義務)

第百八十八条 金融商品取引業者等、指定親会社、特例業務届出者、
海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、
高速取引行為者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規
定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所
若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、
金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金
融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加
者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融
会社、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関、
取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出者は、別にこの法律で定め
る場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・
財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票そ
の他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する
報告を提出しなければならない。

(検査職員の証票携帯)

第百九十条 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を

商品仲介業者が行う第二条第十一項第四号に掲げる行為に係る業務
をいう。

6
6
13
(略)

(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の
義務)

第百八十八条 金融商品取引業者等、指定親会社、特例業務届出者、
金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品
取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会
、投資者保護基金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五
条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国
金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品
取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関
若しくはその清算参加者、証券金融会社、第百五十六条の三十八第
一項に規定する指定紛争解決機関、取引情報蓄積機関又は特定金融
指標算出者は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資
者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところによ
り、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し
、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。
。

(検査職員の証票携帯)

第百九十条 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を

含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)、から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十二第三項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六十三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十六(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六、第六十六条の二十七(第六十九条において準用する場合を含む。)、第六百五十一条(第六百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九、第六百七十七条第一項第三号、第六百八十五条の五又は第六百八十七条第一項第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければなら

含む。)、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)、から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十二第三項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六十三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十七(第六百九条において準用する場合を含む。)、第六百五十一条(第六百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九、第六百七十七条第一項第三号、第六百八十五条の五又は第六百八十七条第一項第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

ない。

2 (略)

(法令違反等事実発見への対応)

第九十三条の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 (略)

(法令違反等事実発見への対応)

第九十三条の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第百九十四条の六 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条の九第一項の規定に基づく届出を受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為 (投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

二 第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為 (投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

(金融庁長官への権限の委任)

第百九十四条の七 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会 (以下この条及び次条において「

一・二 (略)

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第百九十四条の六 (略)

2・3 (略)

(新設)

(金融庁長官への権限の委任)

第百九十四条の七 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会 (以下この条及び次条において「

委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二の二 (略)

二の三 第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(第六十三條の八第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

三〇九 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二項及び第三項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の三十、第二十七條の三十五、第二十七條の三十七、第五十六條の第二項(第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。)、から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(第六十條の十二第三項(第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の六(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十

委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二の二 (略)

(新設)

三〇九 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二項及び第三項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の三十、第二十七條の三十五、第二十七條の三十七、第五十六條の第二項(第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。)、から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(第六十條の十二第三項(第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の六(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十六條の六十七、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第七百三條の

六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（第三百九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十、第三百五十六条の八十九、第三百九十二条の二並びに第三百九十三条の二第六項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～8 (略)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十の八 (略)

十の九 第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の廃止の処分に違反した者

十の十 第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定に

四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（第三百九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十、第三百五十六条の八十九、第三百九十二条の二並びに第三百九十三条の二第六項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～8 (略)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十の八 (略)

十の九 第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に違反した者

(新設)

よる届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

十一〜十五 (略)

第百九十八条の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用等级付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十七条の六第一項、第五十七条の二十第二項、第六十条の八第一項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の五第二項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の三第二項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十三第三項(第六十三条の十一第二項において準用す

十一〜十五 (略)

第百九十八条の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用等级付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十七条の六第一項、第五十七条の二十第二項、第六十条の八第一項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の五第二項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項又は第六十六

る場合を含む。）、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十
二第一項又は第六十六条の六十三第一項の規定による業務の停止
の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。
）に違反したとき。

二の二～四（略）

第百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の
懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の二（略）

三 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項におい
て準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第
四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三
第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一
項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、
第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八又
は第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又
は虚偽の書類を作成した者

四 第四十六条の三第一項（第六十条の六（第六十条の十四第二項
において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）にお
いて準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二
第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する
場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の十五第一
項、第六十三条の四第二項（第六十三条の三第二項において準用

条の六十三第一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一
項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

二の二～四（略）

第百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の
懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の二（略）

三 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項におい
て準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第
四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三
第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第
六十六条の三十七、第六十六条の五十八又は第百八十八条の規定
による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成し
た者

四 第四十六条の三第一項（第六十条の六（第六十条の十四第二項
において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）にお
いて準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二
第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する
場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の十五第一
項、第六十三条の四第二項（第六十三条の三第二項において準用

する場合を含む。）、第六十三條の十二第二項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十七第一項、第六十六條の三十八、第六十六條の五十九、第五百五十五條の五、第五百五十六條の三十五、第五百五十六條の五十七第一項又は第五百五十六條の七十九第一項の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五 (略)

六 第四十六條の四、第四十七條の三、第五十七條の四、第五十七條の十六、第六十三條第六項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の四第三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の九第五項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十二第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十七第二項又は第六十六條の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

六の二・六の三 (略)

七 第四十六條の六第一項、第五十七條の五第二項、第五十七條の十七第二項、第六十三條第十三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三條の九第十項（第六十三

する場合を含む。）、第六十六條の十七第一項、第六十六條の三十八、第六十六條の五十九、第五百五十五條の五、第五百五十六條の三十五、第五百五十六條の五十七第一項又は第五百五十六條の七十九第一項の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五 (略)

六 第四十六條の四、第四十七條の三、第五十七條の四、第五十七條の十六、第六十三條第六項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の四第三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十七第二項又は第六十六條の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

六の二・六の三 (略)

七 第四十六條の六第一項、第五十七條の五第二項、第五十七條の十七第二項又は第六十三條第十三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽

条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八・九 (略)

十 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)

(第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六百三条の四、第六百六条の六第一項、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項、第六百六条の五の四、第六百六条の五の八又は第六百五十六條の八十九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三

条の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第六百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の二十七(第六百九条において

の届出をした者

八・九 (略)

十 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六百三条の四、第六百六条の六第一項、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項、第六百五十六條の五の四、第六百五十六條の五の八又は第六百五十六條の八十九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一 第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第六百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六百六条の二十七(第六百九条において準用する場合を含む。)、第六百五十一条(第六百五十三條の四において準用する場合

準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の八十、第百五十六条の八十九、第百八十五条の五又は第百八十七条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一の二〇十三の二（略）

十四 第六十三条第十二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の九第九項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五〇十八（略）

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第五十七条の二第四項若しくは第六項、第五十七条の十四、第五十七条の十八第一項、第六十条の五（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、

合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の八十、第百五十六条の八十九、第百八十五条の五又は第百八十七条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一の二〇十三の二（略）

十四 第六十三条第十二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五〇十八（略）

第二百五条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第五十七条の二第四項若しくは第六項、第五十七条の十四、第五十七条の十八第一項、第六十条の五（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、

第三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）
若しくは第四項、第六十三條の九第七項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）
若しくは第四項、第六十四條の四（第六十六條の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項若しくは第三項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の三十一第一項若しくは第三項、第六十六條の五十四第一項若しくは第三項、第六十六條の六十、第六十九條の二十七第四項、第六十六條の三第五項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）、第六百五十六條の五の五第五項、第六百五十六條の五第五一項、第六百五十六條の五十六、第六百五十六條の六十第二項、第六百五十六條の八十二第二項、第六百五十六條の八十六第四項又は第六百五十六條の八十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十四（略）

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者

第三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）
若しくは第四項、第六十四條の四（第六十六條の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項若しくは第三項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の三十一第一項若しくは第三項、第六十六條の五十四第一項若しくは第三項、第六十六條の六十、第六十九條の二十七第四項、第六十六條の三第五項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）、第六百五十六條の五の五第五項、第六百五十六條の五第五一項、第六百五十六條の五十六、第六百五十六條の六十第二項、第六百五十六條の八十二第二項、第六百五十六條の八十六第四項又は第六百五十六條の八十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十四（略）

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九條の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業

、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三條第一項、第五十七條の六第一項、第五十七條の十九、第五十七條の二十一第一項若しくは第四項、第六十條の八第一項（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第六十三條の五第一項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十三第一項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十第一項、第六十六條の四十一、第六十六條の六十二、第七十九條の三十七第五項、第七十九條の七十五、第五百五十六條の十六、第五百五十六條の二十の十三、第五百五十六條の三十三第一項、第五百五十六條の八十一又は第五百五十六條の九十第一項の規定による命令（第五十七條の六第一項、第六十條の八第一項及び第六十六條の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六〇二十七 (略)

附則

(移行期間特例業務に関する特例)

第三条の三 金融商品取引業者、第三十三條第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八條第四項

一〇四 (略)

五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三條第一項、第五十七條の六第一項、第五十七條の十九、第五十七條の二十一第一項若しくは第四項、第六十條の八第一項（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第六十三條の五第一項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十第一項、第六十六條の四十一、第六十六條の六十二、第七十九條の三十七第五項、第七十九條の七十五、第五百五十六條の十六、第五百五十六條の二十の十三、第五百五十六條の三十三第一項、第五百五十六條の八十一又は第五百五十六條の九十第一項の規定による命令（第五十七條の六第一項、第六十條の八第一項及び第六十六條の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六〇二十七 (略)

附則

(新設)

に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき）、又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種別（第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
- 七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 九 その他内閣府令で定める事項

2 | 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第号）の施行の日から起算して五年を経過する日までにしなければならない。

3 | 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

一 | 次のいずれかに該当する者

イ | 外国（投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。ロ及び次号ニ並びに第五項第一号において同じ。）の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていない者

ロ | 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者（政令で定める場合に該当する者を除く。）

ハ | 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ニ | 移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ | 移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備

-
- されていると認められない者として内閣府令で定める者
- へ 主として第二条第一項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産（当該者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。）の運用を行う者
- 二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者
 - ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
 - ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者
 - ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は投資運用業を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者
 - ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。第七項において同じ。）であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。）のうちに同条第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当する者のある者
 - へ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者
- 三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者
 - ロ 外国に住所を有する者
-

第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一項第一号ロ(7)及び第二号へ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、第六十三条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の三第三項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約が同号イに規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号ロに規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等（

同条第二項に規定する海外投資家等をいう。)から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「ときは」と、第六十三條の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「(外國の法令を含む。)又は当該」と、第九十四條の七第二項第二号の三中「第六十三條の八第一項各号」とあるのは「附則第三條の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 第一項及び前二項の「移行期間特例業務」とは、外國投資運用業者が國內に設ける營業所又は事務所において次に掲げる行為のいづれかを業として行うことをいう。

一 外國の法令に準拠し、当該外國において行う投資運用業に係る次に掲げる行為

イ 投資一任契約(その相手方が海外投資家等(次のいづれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限る。)に基づき行う第二條第八項第十二号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

(1) その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二條第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同條第三項に規定する特定目的会社をいう。)

(2) 第二條第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五條に規定する匿

名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者にならうとする者

(3) (1)又は(2)に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

ロ 第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利(当該権利を有する者が海外投資家等(イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項において同じ。)のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から抛受を受けた金銭の運用を行う同条第八項第十四号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ハ 第二条第二項第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から出資され、又は抛出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

二 前号に掲げる行為に関する次に掲げる行為

イ その行う前号イに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券又は同条第二項第六号に掲げる権利に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(海外投資家等以外の者がこれらの有価証券を取得するおそれが少な

いものとして政令で定めるものに限る。投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。

ロ その行う前号ロに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

ハ その行う前号ハに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二条第二項第六号に掲げる権利に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

6 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国法人又は外国に住所を有する個人

二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者

三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

7 第一項、第二項、第三項（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）

及び第四項の規定は、外国投資運用業者（第三項第一号又は第二号（ロ及びハを除く。）に該当する者を除く。）の子会社が国内に

設ける営業所又は事務所において投資一任契約（その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。）に基づき第二条第八項第十二号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。